



島根県報

平成25年12月6日（金）

第2,553号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ " ）	2
島根県里親登録証取扱要綱の一部改正	（青少年家庭課）	2
換地計画書の縦覧	（農村整備課）	5

【特定調達公告】

県防災行政無線多重無線装置等予備品の調達に係る一般競争入札の実施	（消防総務課）	5
----------------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第803号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成25年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
益田市訪問看護・介護ステーション 株式会社さくらんぼ	訪問介護	益田ヘルパーステーション さくらんぼ	島根県益田市駅前町3番19号	平成25年12月2日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第804号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成25年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社花麗	居宅介護支援	くま&ローズマリー相談室	出雲市大社町遙堪1189番地	平成25年12月1日

島根県告示第805号

島根県里親登録証取扱要綱（平成25年島根県告示第330号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条を次のように改める。

（里親登録証の交付）

第3条 里親登録証の交付を受けようとする里親は、知事に里親登録証交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。養育里親名簿の登録の更新を受けた養育里親が、里親登録証の交付を受けようとする場合も同様とする。

第4条第1号中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同条第2号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第3号中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第6条第2号中「細則」を「児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）」に改め、同条第3号中「細則」を「児童福祉法施行細則」に改める。

第7条中「紛失したとき、又は破損等により使用に耐えなくなった」を「紛失し、若しくは破損等したとき、又は里親登録証の記載事項に変更が生じた」に、「様式第4号」を「様式第5号」に、「申請しなければならない」を「申請することができる」に改める。

第8条第3号中「により使用に耐えなくなった」を「した」に改める。

様式第4号中「下記のとおり」を「島根県里親登録証取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり里親登録証の」に、

<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損等	を
--	---

□その他 ()

」

「

□紛失	□破損等	□記載事項の変更
□その他 ()		

に、

」

「

そ の 他	
-------	--

を

」

「

変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
そ の 他	

に

」

改め、同様式を様式第5号とし、様式第1号から様式第3号までを1様式ずつ繰り下げ、附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号（第3条関係）

<p>里親登録証交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>島根県里親登録証取扱要綱第3条の規定により、下記のとおり里親登録証の交付を申請します。</p>	
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
里親登録証の区分	<input type="checkbox"/> 養育里親登録証 <input type="checkbox"/> 養子縁組里親登録証 <input type="checkbox"/> 親族里親登録証
そ の 他	

附 則

この告示は、平成25年12月6日から施行する。

島根県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲地区（雨川工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

県防災行政無線多重無線装置等予備品 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月26日

(4) 納入場所

島根県松江市殿町1番地 島根県防災部消防総務課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県防災部消防総務課 消防グループ
電話 0852-22-6260

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成25年12月6日から同月13日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）。

また、島根県のホームページ（http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）に掲載する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出期限

平成25年12月24日 午前10時00分

ただし、郵送の場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用し、同日午前9時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成25年12月24日午前9時30分までは(1)の場所とし、それ以降は(5)イの場所とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年12月24日 午前10時00分

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 防災センター室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格確認申請書類を提出期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号いずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Spare Parts of Prefectural Disaster Prevention Wireless System Multiple Radio Equipment, 1 set
- (2) Tender Submission Deadline : 24 December 2013, 10 : 00 a.m. (Tenders submitted by mail : 24 December 2013, 9 : 00 a.m.)
- (3) Information regarding tender : Fire Fighting Coordination Division Shimane Prefectural Government
1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501 Japan
Tel 0852-22-6260